

建築物利用のイメージ

■利用方針の整理

- ・人々が集まりたい魅力的な施設
- ・物販・飲食・休憩・トイレなどのサービス施設
- ・日常生活サービス・憩いの場
- ・安全な子供の遊び場
- ・文化・交流および地域福祉の場（生涯学習事業との機能連携）
- ・生きがい対策や子育て支援、世代間交流・助け合い、地域活動および人材育成の場
- ・娯楽・文化・スポーツ・レクリエーション等の多様なイベントに対応できる場

【建築物としての利用方針】

- ① 日常は、子供の屋内の遊び場（屋内レクリエーション等）や各種サークル活動、ボランティア活動、高齢者等の娯楽・地域福祉等の場として利用できる施設
- ② イベント時（観光対応含む）は、広場と一体的に多彩な行事に対応できる施設および観光サービス施設
- ③ 災害時に利用できる施設
→多様な利用に対応できるように、施設のフロアは柔軟に個別利用や一体利用が可能とすることが必要（柱のない一体的空間を稼働間仕切りで柔軟に部屋分けできるイメージ）

■導入機能のイメージ

- ① 多目的スペースとしての機能
- ② 展示スペースとしての機能
- ③ 料理スペースとしての機能
- ④ テラススペースとしての機能
- ⑤ サービス施設としての機能



多目的スペース(稼働間仕切り)のイメージ
(御幸中学校) 出典：小松ウォール



テラススペースのイメージ（まちなか交流広場）
出典：グッドデザイン賞 HP

05 今後の進め方

事業スケジュール

2019年9月	庁舎移転(予定)
2020年3月	基本計画策定
2021年3月	基本設計完了
2022年3月	実施設計完了
2022年4月以降	整備着手

なお、事業スケジュールは、現段階のものであり、今後の整備手法、設計や工事の進捗状況等により変更になる可能性がある。

垂井町現庁舎敷地等活用基本構想
平成31年3月
編集：垂井町役場 総務課 管財係
〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町 1532-1
TEL：(0584) 22-1151（内線 296） FAX：(0584) 22-5180

垂井町現庁舎敷地等活用基本構想

（概要版）

平成31年3月

01 庁舎敷地等の概況

背景と目的

現庁舎は昭和41年10月の竣工から52年が経過し、老朽化や耐震性能等の問題から、長年の懸念事項であったが、平成28年第3回垂井町議会臨時会において、「垂井町役場の位置を定める条例の一部改正について」総員起立で可決され、庁舎の移転を決定した。

それに伴い跡地となる現庁舎敷地は、近傍に中山道垂井宿としての歴史的価値を有する立地条件であることから、本町におけるまちづくりを進めるうえで貴重な空間であり、当該敷地の活用は今後のまちづくりに多大なる影響を与えると言える。

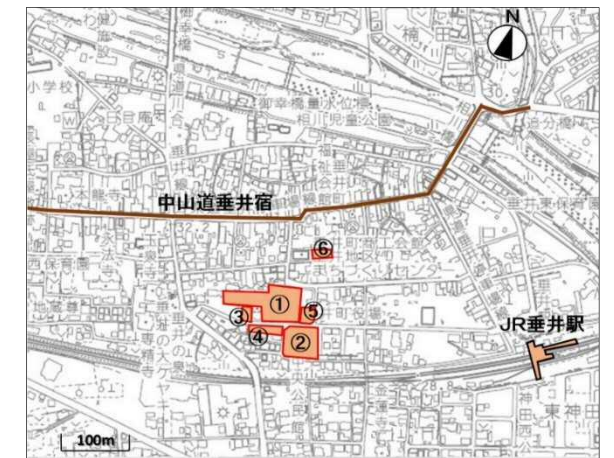
また、平成28年3月に策定した「垂井町新庁舎基本構想」においても、「現在の役場敷地の有効活用の展開方針」が記されており、「庁舎の移転建替えは、現在の敷地を中心部の活性化に有効に活用することと両輪で進めることが重要であり、現在の敷地の跡地利用の方針を整理する必要がある。」とされている。

これらの背景から、現庁舎敷地と建物及び中央公民館敷地と建物を中心とした当該地区の活用のあり方の基本方針を示すことを目的とする。

現庁舎敷地等の概況

現庁舎敷地と建物、中央公民館の敷地と建物を合わせて「現庁舎敷地等」と称することとする。いずれの跡地もJR東海道本線垂井駅から徒歩7～8分の垂井駅周辺地区に位置している。

- ① 役場庁舎 4,366.51 m²
- ② 中央公民館 1,608.80 m²
- ③ 職員駐車場（西） 347.57 m²
- ④ 職員駐車場（南） 469.42 m²
- ⑤ 職員駐車場（東） 476.03 m²
- ⑥ 職員駐車場（北） 525.61 m²



現庁舎敷地等位置図

02 検討経緯

垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会による検討

■検討委員会の設置

垂井町役場庁舎移転後の跡地となる現庁舎敷地等の有効活用について、必要な事項を検討し、又は協議するとともに、町民の意見及び提案を反映させるため、検討委員会を平成30年5月1日に設置したうえで全4回開催し、審議した。

■町民ワークショップの開催

検討委員会の主催により、第1回ではシニア世代を対象に、第2回では現役世代を対象に町民参加によるワークショップを開催した。

03 上位・関連計画による活用の方向性

上位計画による本地区の位置づけ

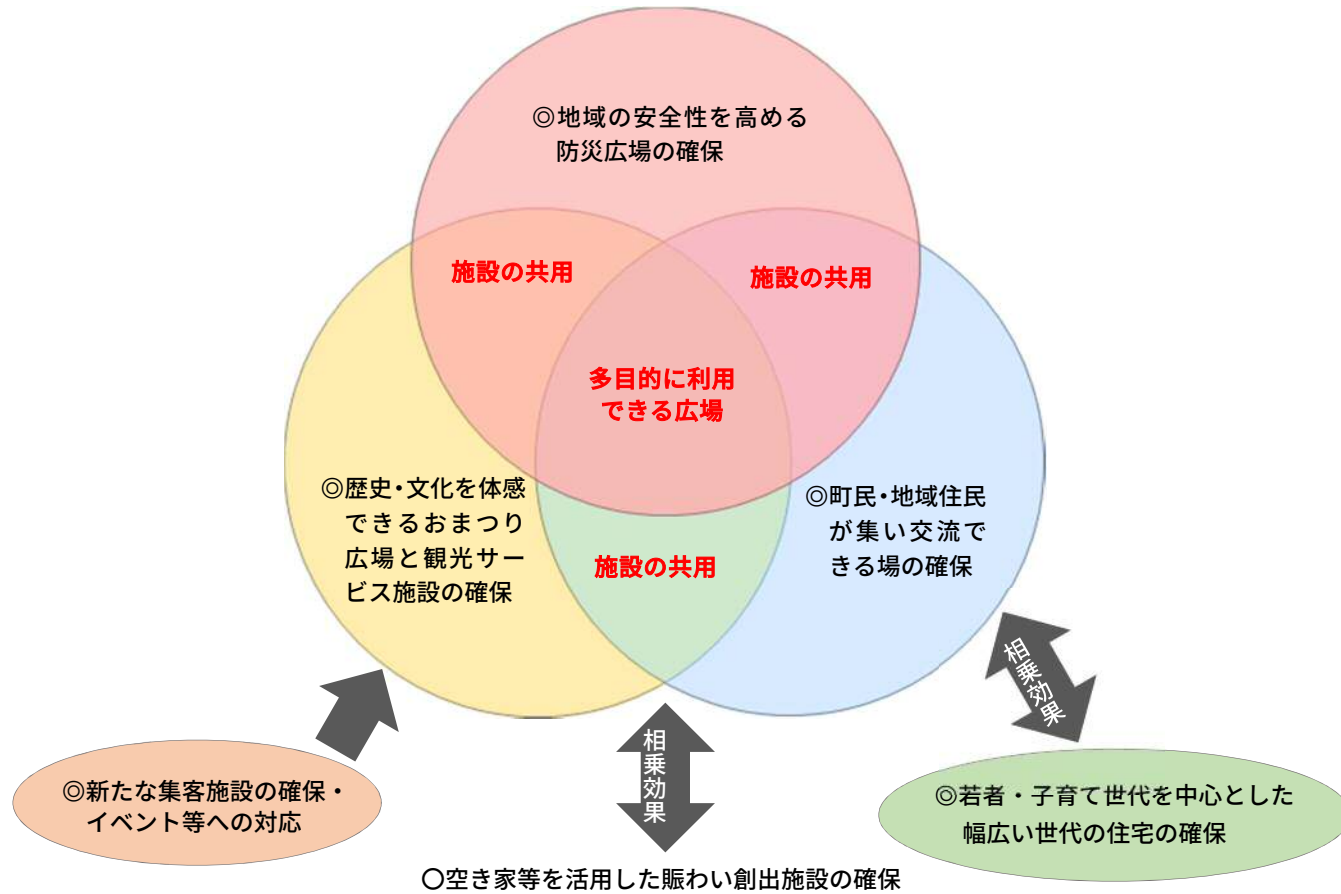
- 垂井町第6次総合計画（平成29年度策定）
- 垂井町都市計画マスタープラン（平成18年度策定）
- 垂井町新庁舎基本構想（平成27年度策定）

04 現庁舎敷地等の活用のあり方

現庁舎敷地等の活用方針の検討

- ◎ 町民・地域住民が集い交流できる場の確保
- ◎ 若者・子育て世代を中心とした幅広い世代の住宅の確保
- ◎ 歴史・文化を体感できるおまつり広場と観光サービス施設の確保
- ◎ 地域の安全性を高める防災広場の確保
- ◎ 新たな集客施設の確保・イベント等への対応
- 空き家等を活用した賑わい創出施設の確保

<現庁舎敷地等の活用の基本的な考え方のイメージ>



現庁舎敷地等の土地・建物利活用の方針

- ▶ 現庁舎敷地等は多目的に活用できるようにするため、まとまった規模の広場を確保する
- ▶ 防災・観光および交流・福祉等に関する施設（建築物）は効率的な共用を図るとともに、多目的に利用できるよう柔軟性のある施設内容とする
- ▶ 民間等による地域活性化を誘導し、住宅を中心に民間施設用地としての利用を想定する
- ▶ 周囲の空き家等の効果的な活用を図る
- ▶ これらは、お互いの相乗効果を意識して展開する

現庁舎敷地等の活用方針

■活用の理念

- ・現在の現庁舎敷地等の有効活用の展開方針（新庁舎基本構想）
- ① 役場は中心部の昼間人口確保に貢献していた面があり、役場に替わる「人が集まる場」づくりが必要です。
- ② 役場駐車場は、「垂井曳やまつり」の「練り込み出発点」として利用されていることを踏まえた有効活用が必要です。
- ③ 中心部には、中央公民館のほか、垂井地区まちづくりセンターや福祉会館などの施設も立地しており、これらの配置についても中心部の活性化を考慮して整理する必要があります。

「誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点づくり」

現庁舎敷地等の活用は、役場に替わる「人が集まる」場づくりが求められている中で、気楽に幅広い町民が利用できる場所づくりが大切です。特に、日常的利用の中心となる高齢者や子育て世代、子供達にとって安全に利用できる場づくりが必要です。また、様々な活動で利用される楽しい場所であることも大切と考えます。

まつりやイベント時には、来町者（観光客等）と町民が交流できる魅力ある環境であることも重要です。「垂井曳やまつり」のほか、多様なまつりやイベント開催に対応する必要があります。

このように、現庁舎敷地等は、町内の諸施設との機能連携を図りながら、日常・非日常ともに安全に多種多様な利用ができる場とすることにより、垂井町の中心部に新たな賑わい拠点を創出するものです。

広場利用のイメージ

■利用方針の整理

- ・街なかのオープンスペースおよび災害時に利用できる防災施設
- ・おまつり・イベント広場
- ・日常的な生活サービス・憩いの場
- ・フリーマーケット等の住民参加型サービスイベント等の場
- ・安全な子供の遊び場
- ・娯楽・文化・スポーツ・レクリエーション等の多様なイベントに対応できる場

【広場としての利用方針】

- ① 日常は、子供の遊び場や幅広い世代の憩いの場として利用できる広場
- ② イベント時は、まつりやスポーツ・レクリエーション、フリーマーケットなど、多彩な行事に対応できる広場
- ③ 災害時に利用できる広場

■導入機能のイメージ

- ① オープンスペースとしての機能
- ② 憩いと遊び場としての機能
- ③ 安全・利便上の施設としての機能



オープンスペースと
小公園のイメージ
（火まつり交流館）
出典：日刊！滋賀県